

【非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書】

※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。

※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。

※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。

※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。

※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第161条第1項第4号に規定する利益について使用すること。
- この支払調書の記載の要領は、次による。
 - 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。（1）及び（10）において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）を記載すること。
 - 「支払確定日」の欄には、その利益に係る法第212条第5項に規定する金銭等の交付をした日を記載すること。
 - 「収入」の項には、その利益に係る法第161条第1項第4号に規定する組合契約（以下この表において「組合契約」という。）に基づいて法第2条第1項第8号の4に規定する恒久的施設を通じて行う事業（以下この表において「組合事業」という。）から生ずる収入金額を記載すること。
 - 「費用」の項には、組合事業から生ずる収入に係る費用の額を記載すること。
 - 「損益分配割合」の項には、その利益に係る損益分配割合を記載すること。
 - 「支払金額」の項には、その支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - 「計算期間」の欄には、その利益に係る組合契約に定める計算期間を記載すること。
 - 「事業の内容」の欄には、その利益に係る組合事業の内容を記載すること。
 - 「組合」の「所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況によるその利益に係る組合契約による組合（これに類するものを含む。）の国内事務所等（当該国内事務所等が二以上ある場合には、そのうち主たるものとする。）の所在地を記載するものとし、当該組合の主たる事務所が国外にある場合には、その国外にある主たる事務所の所在地を「摘要」の欄に記載すること。
 - 法第180条第1項又は第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかった場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - 租税特別措置法第41条の21第1項の規定により非課税とされるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。